

## 第 8 節 回数特別急行料金

(回数特別急行料金)

第 88 条 第53条の規定により発売する回数特別急行料金は、第85条に規定する特別急行料金に利用回数を通じ、割引した額とする。なおこの場合の割引率、割引額はそれぞれの定め。

## 第 9 節 特別車両料金

(特別車両料金)

第88条の2 第53条の2の規定により発売する大人特別車両料金は、特別車両の乗車キロ数に依り次のとおりとする。

乗 車 キ ロ 程	特別車両料金(A)	特別車両料金(B)
80キロメートルまで	740円	210円
140キロメートルまで	840円	320円
180キロメートルまで	1,050円	420円
180キロメートルを超えるもの	1,160円	520円

- 2 特別車両料金(A)は特別車両(A)に、特別車両料金(B)は特別車両(B)に乗車する場合に適用される。
- 3 小児の特別車両料金は、大人特別車両料金を折半し、端数計算した額とする。
- 4 第52条の2の規定により特別急行券の乗継ぎ発売を行う場合で、複数の特別急行列車の特別車両に乗車する場合の大人特別車両料金は、それぞれの特別車両の乗車キロ数を合算し、第1項の乗車キロ程に依りた額とする。

## 第 10 節 個室料金

(個室料金)

第88条の3 第53条の3の規定により発売する個室料金は、一室1,050円とする。

## 第 11 節 その他の料金

(貸切車の留置料金)

**第 89 条** 貸切車を申込者の都合により同一駅に6時間を超えて滞留させる場合は、その超過時間について、1両2時間までごとに1,980円を収受する。

(貸切扱取消しの場合の回送料)

**第 90 条** 客車その他の車両を貸切りとする場合であって、これを他駅から回送した後申込者の都合によりその申込みを取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全キロ程について1両1キロメートルにつき240円を収受する。